

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第1章 一般共通事項

### 第1節 一般事項

1.1.8  
書面の書式及び取扱い

- 1 変更なし
- 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

1.1.13  
建設副産物の処理

- 標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。
- 1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。
    - (1) 建設副産物の処理  
受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。
    - (2) 変更なし
    - (3) 施工計画書の添付書類  
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。
      - ア 再生資源利用計画書  
工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により作成する。
        - (ア) ～ (ウ) 変更なし
      - イ 再生資源利用促進計画書  
工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、コブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。
        - (ア) ～ (ウ) 変更なし
    - ウ～エ 変更なし

オ 告知書

カ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面

キ 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

(4) ～ (5) 変更なし

(6) 工事情報の登録等

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

(7) 変更なし

(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ア) ～ (ウ) 変更なし

イ 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ア) ～ (ウ) 変更なし

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

(ア) ～ (イ) 変更なし

(ウ) 現場内で分別を行わない場合

エ 変更なし

(9) 変更なし

2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。

(1) 変更なし

(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

ア～イ 変更なし

ウ 建設廃棄物の取扱い

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

エ 有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること。

(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照する。)

オ 変更なし

1.1.14  
建設廃棄物の  
適正処理

標準仕様書 11.1.4.1 及び東京都建築工事標準仕様書第29章によるほか、次による。

泥土、建設廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、受注者の責任において適正に処理する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の27に基づき、産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分を委託した本工事受注者(産業廃棄物排出事業者)は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した年度の翌年度の4月1日から6月30日までに、東京都環境局に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する。提出に当たっては、東京都環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」を参照する。ただし、電子マニフェストを交付した場合は、報告手続は要しない。

1.1.15  
工事实績情報  
システム(コリ  
ンズ)への登録

変更なし

1.1.19  
関係法令等の  
遵守

標準仕様書 1.1.1.18 によるほか、次による。

工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

## 第2節 工事現場管理

1.2.1  
工事現場管理

1 変更なし

2 工程表作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示

された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である15日から20日程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。

概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とすること。

工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。

なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時にしゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義」による。

### 3 変更なし

1.2.5 建設機械の使用 標準仕様書 1.1.5.6 及び 1.1.5.7 による。なお、施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

また、ディーゼル仕様の建設機械を使用する場合の燃料は、標準仕様書 1.1.3.14 による。

1.2.6 環境により良い自動車の利用 変更なし

## 第3節 機器及び材料

1.3.3 機材の搬入 標準仕様書 1.1.4.3 によるほか、簡易梱包等により梱包材の削減に努める。

1.3.4 機材の検査等 各種機材については、標準仕様書 1.1.4.4 によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）に基づく試験、確認及び照合による検査を受ける。

1.3.5 機材の保管 標準仕様書 1.1.4.6 による。

1.3.7 建築設備の構造強度 1～3 変更なし

4 管を支持し、又は固定する場合においては、吊り金物又は防振ゴムを用いる等、有効な地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：~~~~~下線部が追加・変更箇所

## 第2章 衛生器具設備工事

### 第3節 施工

2.3.1  
器具の取付け  
及び接続

- 1 変更なし
- 2 衛生器具は、次によるほか、標準仕様書 3.2.1 による。  
(1)～(4) 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第3章 給水設備工事

### 第2節 機器、器具及び材料

3.2.12  
雑材料

次によるほか、標準仕様書 2.2.2.31 による。

- 1 配管支持材の支持金物及び固定金物の材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による鋼製、合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）又はステンレス鋼製（SUS304）とする。

なお、棒鋼を転造ねじ加工した<sup>2</sup>吊り用ボルトを使用してもよい。インサート金物は、鋼製又は合成樹脂製のうちから、管支持における十分な強度を有するものを選定する。

なお、支持金物及び固定金物において、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は、防振材付きのものとする。

- 2 変更なし

3.2.19  
電動機

一般用電動機は、標準仕様書 2.1.2.2.6 及び 3.1.2.4 による。

### 第3節 施工

3.3.1  
配管工法

次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.4.2 及び 2.2.7.1 による。

- 1～3 変更なし
- 4 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取り替える。
- 5～6 変更なし

3.3.2  
勾配

標準仕様書 2.2.6.1 による。

3.3.4  
管の接合

- 1～3 変更なし
- 4 ステンレス鋼管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.7 による。  
接合方法は別に定める場合を除き、次による。
  - (1) 変更なし

- (2) 呼び径 50 以下のステンレス鋼管 (SUS316) と塩ビ管は、伸縮可とう式継手又は SV 継手で接合する。
- 5 変更なし
- 6 塩ビ管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.9 による。
  - (1)～(2) 変更なし
  - 7～9 変更なし

3.3.6  
吊り及び支持

- 次によるほか、標準仕様書 2.2.6.2 による。
- 1 横走り管及びスラブ上転がし配管（さや管を除く。）
    - (1) 棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 2.2.6.2.2 の表 2.2.20 による。
 

また、スラブ上転がし配管の固定間隔は、横走り管の吊り支持間隔に準ずる。
    - (2) 変更なし
  - 2 立て管
    - (1) 立て管の固定は、最下階及び3階ごとのスラブ位置で床バンドにより行う。
 

また、立て管の床下最下部では、継手の近傍に吊りバンド等で支持をする。
    - (2) 立て管の振れ止め支持は、上記(1)の床バンドで兼ねるものとし、床バンドをシンダーコンクリートに埋め込む。埋め込むことができない場合は、標準仕様書 2.2.6.2.3 の表 2.2.21 による。
  - 3～4 変更なし

3.3.9  
試験、検査及び消毒

- 次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.9.1、2.2.9.2 及び 3.1.2.9 による。
- 1 給水管の試験は、次による。
 

水圧試験は、原則として、監督員の立会いの下で行うものとし、水圧試験に用いる圧力計は、校正証明書付きの JIS 規格品又はそれと同等以上の機能を有するものとする。

    - (1) 変更なし
    - (2) 器具取付後の水圧試験は、住戸（集会所を含む。）内配管（戸別メーター以降）及び共用部で水栓等の器具が設置された配管について行う。その設定圧力及び保持時間は次による。
      - ア 鋼管先分岐方式の住戸内配管及び共用部では、設定圧力値を 0.75MPa 以上とし、保持時間を最小 5 分とする。
      - イ 変更なし
    - (3)～(4) 変更なし
  - 2 水槽の試験は次による。
    - (1) 変更なし
    - (2) 水槽類は、全て満水試験を行い、満水状態で最小 12 時間放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。
  - 3～4 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第4章 排水・通気設備工事

### 第3節 施工

#### 4.3.1 配管工法

次によるほか、標準仕様書 2.2.4.3 による。

1 配管工法は、次によるほか、本共通仕様書 3.3.1 による。

(1) 横走り管同士が合流する場合、鋳鉄管のときはY管又は90° Y管を、鋼管及び塩ビ管のときは45° 又は90° 大曲がりY管を使用する。

(2) 立て管に合流する場合、鋳鉄管のときは排水T管を、鋼管及び塩ビ管のときは90° Y管又は90° 大曲がりY管を使用する。

(3) 変更なし

2 変更なし

#### 4.3.2 勾配

次によるほか、標準仕様書 2.2.6.1 による。

屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径 75 以下は 1/50、呼び径 100 以上は 1/100 とする。

#### 4.3.3 管の接合

次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。

1 変更なし

2 塩ビ管は、標準仕様書 2.2.5.9 による。

#### 4.3.4 異種管の接合

次によるほか、標準仕様書 2.2.5.15 による。

塩ビ管と鋼管

ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末に塩ビ管を接合するときには、MD ジョイントを使用する。

#### 4.3.5 吊り及び支持

次によるほか、標準仕様書 2.2.6.2 による。

1 横走り管及びスラブ上転がし配管

(1) 横走り管の棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 2.2.6.2.2 の表 2.2.20 による。

また、スラブ上配管の固定間隔は、横走り管の吊り支持間隔に準ずる。

(2)～(3) 変更なし

(4) MD ジョイントを使用する場合は、継手 1 個につき 1 か所吊り支持をする。  
ただし、継手を相い接続する場合は、2 個につき 1 か所とすることができる。

(5) 塩ビ管を用いる場合は、立て管最下部の曲がり部直近の横走り管において、最下階スラブから吊り金物を用いて支持を行う。

## 2 立て管

(1) 立て管を固定する場合、鋼管のときのみ立て管最下部大曲がり管において、最下階スラブから MD ジョイント用吊り金物及び棒鋼又は棒鋼吊り用ボルトを用いて固定を行う。

(2) 立て管の形鋼振れ止め支持を行う場合、鋼管のときは各階 1 か所、床貫通部付近で行い、塩ビ管のときは各階 1 か所、床貫通部付近で行う。ただし、床貫通部がモルタルで穴埋めされている場合は、鋼管のときのみ 3 階ごとに 1 か所としてよい。

(3)～(4) 変更なし

### 4.3.7 地中配管及び 構造物

次によるほか、標準仕様書 2.2.7.1 及び 2.5.2.1 による。

#### 1 排水管は、次による。

(1) 変更なし

(2) 呼び径 300 以下の硬質ポリ塩化ビニル管を埋設する場合は、敷設箇所を山砂で敷き込み（配管下部 100 mm）、十分に突き固めた後、なじみよく敷設する。さらに管上 100 mm まで山砂を敷きこんだ後、良質な掘削土で埋め戻す。

(3)～(4) 変更なし

#### 2～3 変更なし

### 4.3.8 試験及び検査

次によるほか、標準仕様書 2.2.9.3 による。

#### 1 排水管は、隠蔽、被覆施工等の前に満水試験を行い、衛生器具などの取付け完了後、通水試験を行う。

なお、満水試験は、原則として、監督員の立会いの下で行い、その保持時間は最小 30 分とする。

#### 2 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第5章 給湯設備工事

### 第3節 施工

5.3.3

変更なし

吊り及び支持

5.3.5

試験

1 変更なし

2 浴槽

据付け完了後、排水栓止め金具を超えるまで水をためた上で満水試験を行い、止め金具周り、接続管及び排水口からの漏水がないことを確認する。

なお、満水試験の保持時間は最小1時間とする。

3 変更なし

4 追焚配管の配管試験は、次による。

(1) 変更なし

(2) 水圧試験・・・試験圧力 0.15MPa、保持時間 最小30分

ア～イ 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：~~~~~下線部が追加・変更箇所

## 第6章 消火設備工事

### 第3節 施工

6.3.3

変更なし

吊り及び支持

6.3.7

試験及び検査

次によるほか、標準仕様書2.2.9.1及び2.2.9.4による。

補助用高架水槽は、満水試験を行う。

なお、有効水量を注水し、最小12時間保持する。漏水がある場合は、監督員の指示により手直しを行う。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第7章 換気設備工事

### 第3節 施工

7.3.2

吊り及び支持

- 1 ダクトを吊り金物で支持する場合は、地震により脱落などを起こさないよう必要な箇所に振れ止めを施す。ただし、はり又は壁貫通部等でモルタル埋めにより固定される場合は、その固定を振れ止めとみなしてよい。
- 2 横走りダクトの吊り間隔は2m以内とする。

7.3.3

機器の据付け  
及び取付け

機器及び附属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、本共通仕様書3.3.7並びに標準仕様書5.1.15.1、5.1.15.3、5.2.2.1、5.2.3.1及び5.2.3.3による。

- 1 換気扇類は、スラブ下面から取付金具（吊り用ボルト・フックなど）により堅固に取り付ける。
- 2～3 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

**第8章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）**

**第1節 塗装工事**

8.1.2  
塗装部分

次によるほか、標準仕様書 2.3.2.1 による。  
各種機材のうち、次の部分の塗装は行わない。  
(1)～(2) 変更なし  
(3) 見え掛かりとなる塩ビ管のうち、パイプシャフト内、廊下及びベランダ下に施工された配管  
(4)～(5) 変更なし

8.1.11  
鋼製架台及び支持金物等

1 鋼製架台及び支持金物等は、鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、「標準仕様書 2.3.2.1.4 塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数」を施したものである。ただし、屋外部分、床下ピット等の多湿箇所は、「標準仕様書 2.3.2.2.4 溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したものの又はステンレス鋼製 (SUS304) とする。  
なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、「標準仕様書 2.3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料」で補修を行う。  
2 変更なし

**第2節 防露・保温工事**

8.2.2  
防露・保温基準

次によるほか、標準仕様書 2.3.1.4 による。  
1 防露・保温の対象別施工基準は、表 8.2.1 による。

**表 8.2.1 管の防露・保温施工種別**

工事区分		給水・消火	排水	給湯
屋内	屋内露出	a <sub>1</sub> -VII	—	a <sub>1</sub> -I
	押入内・物置内	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -I
屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c-VII	c-VII	c-I
	住戸内のパイプシャフト	c-VII	—	c-I
	階下のあるトレンチ内	c-VII	c-VII	c-I

1.2.5  
建設機械の使用

1.2.6  
環境により良い自動車の利用

	住戸外のパイプシャフト	c-VII	—	c-I
	スラブ上転がし配管	—	—	—
暗渠 <sup>きよ</sup>	屋外ピット内	d-VII	—	d-I
	階下のないトレンチ内	d-VII	—	d-I
床下	1階床下	d-VII	—	d-I
屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e <sub>2</sub> -VII	—	e <sub>2</sub> -I

(注) 1 表中の a<sub>1</sub>、c、d、e<sub>2</sub>と保温材は、標準仕様書表 2.3.3 によるものとし、I 及びVIIは、標準仕様書表 2.3.7 による。

(注) 2 給水管でピロティ部分の天井内隠蔽配管及びポンプ室（機械室）内配管には、屋内隠蔽の項を適用する。

(注) 3 給水管・消火管でピロティ部分の露出配管及び廊下<sup>り</sup>下吊り配管には、屋外多湿の項を適用する。

(注) 4 給水管及び給湯管の保温には、原則として、グラスウール保温材を使用する。ただし、給水管のうち、工事区分が、暗渠<sup>きよ</sup>、床下及び屋外多湿の項は、ポリスチレンフォーム保温材とする。

(注) 5 メーターボックス内の給水・給湯配管の保温及び給湯器ユニットに接続する給水・給湯用フレキシブル管の保温は、ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材(※) (t=15mm)で行う。

※ ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材は、架橋ポリエチレンフォーム等で、熱伝導率 0.043W/(m・K)以下の性能を有する平板成形品をパイプ状にしたもの等とし、塩ビシート外被付の片割れ型等とする。

また、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とし、継手カバーについては外被なしの二つ割型とする。塩ビシートの外被の厚さは 0.1mm 以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。

2～4 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第9章 昇降機設備工事

### 第4節 かご

9.4.4  
かごの戸

1～3 変更なし

4 かごの戸は、ドアハンガーにより堅固に吊り下げ、附属部品を取り付ける箇所は十分に補強をする。

### 第5節 乗場

9.5.1  
乗場枠

1～2 変更なし

3 乗場枠は、躯体にアンカー等により強固に固定して取り付け、隙間はモルタル等により確実に充てんする。ただし、メーカー等により取付方法が異なる場合にはこれに準じる。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第10章 機械式駐車設備工事

### 第2節 機材及び施工

10.2.10  
附属品

変更なし

10.2.11  
性能試験

変更なし

10.2.12  
工事区分

特記による指示がない限り、次の標準工事区分による。

標準工事区分（○印が施工範囲）

区分	No.	製作・工事内容	立駐 工事 範囲 内	立体工事範囲外			摘要
				建築	電気	空調 衛生	
駐車 装置 関係	1	装置本体の製作・据付け・試運転及び調整	○				屋内装置の場合  屋内装置の場合
	2	基礎アンカーボルト打ち込み工事	○				
	3	天井吊りフックの製作・輸送	○				
	4	天井吊りフックの埋め込み工事		○			
建築 及び 土木	5	装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事		○			
	6	コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事		○			
	7	排水ピット及び排水溝等排水工事			○		
	8	架台柱アンカー部モルタル充てん工事		○			
	9	地中配管・スリーブ埋設工事			○		
	10	安全柵の製作・据付け工事		○			
	11	車路・通路関係建設工事		○			

電気関係	12	制御盤への一次電源引込み及び結線工事 D種接続（接地）	○		○	
	13	二次側配線工事			○	
	14	点検用コンセント設置工事			○	
	15	漏電ブレーカーの設置工事			○	
	16	地中配管工事（一次側・二次側共）			○	
	その他	17	消火設備工事			
18		照明設備工事			○	
19		車路管制設備工事			○	
20		換気設備工事				○
21		仮設工事一式	○			
22		駐車設置取扱い説明	○			
23		工事施工に必要な関係官公署の手続	○			

※ 仮設工事一式（工事用電気料金・水道料金・搬入路・片付け・清掃等）

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第11章 ガス設備工事

### 第3節 都市ガス設備施工

11.3.5  
防食処置

変更なし

### 第4節 液化石油ガス設備機材

11.4.3  
充てん容器そ  
の他

変更なし

改定（新）		現行（旧）		摘要
	<b>第1章 一般共通事項</b>		<b>第1章 一般共通事項</b>	
	<b>第1節 一般事項</b>		<b>第1節 一般事項</b>	
1.1.8 書面の書式及び取扱い	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、<u>情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)</u>等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p>	1.1.8 書面の書式及び取扱い	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
1.1.13 建設副産物の処理	<p>標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。</p> <p>1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、<u>再使用</u>・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>(3) 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「<u>コブリス・プラス</u>」という。）により作成する。</p> <p>(ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する。</p> <p>(ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>ウ～エ （変更なしー省略）</p> <p><u>オ 告知書</u></p> <p><u>カ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面</u></p> <p><u>キ 汚染土壌の処理</u></p> <p>受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保す</p>	1.1.13 建設副産物の処理	<p>標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。</p> <p>1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、<u>再利用</u>・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>(3) 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「<u>COBRIS</u>」という。）により作成する。</p> <p>(ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、<u>COBRIS</u>に必要なデータを入力して作成する。</p> <p>(ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>ウ～エ （変更なしー省略）</p> <p><del>オ</del> 汚染土壌の処理</p> <p>受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保す</p>	財務局特記仕様書に合わせて修正

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版（令和8年4月1日適用）新旧対照表

改定（新）	現行（旧）	摘要
<p>る環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。</p> <p>(4)～(5) （変更なしー省略）</p> <p>(6) 工事情報の登録等          本工事は、<u>コブリス・プラス</u>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに<u>コブリス・プラス</u>にデータの入力を行い、その都度「<u>コブリス・プラス登録済確認書</u>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。</p> <p>また、受注者は、<u>コブリス・プラス若しくは</u>国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。</p> <p>なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(7) （変更なしー省略）</p> <p>(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認          建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>ア 再生資源利用実施書          受注者は<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。          (ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>イ 再生資源利用促進実施書          受注者は<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。          (ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>ウ リサイクル阻害要因説明書          工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。          (ア)～(イ) （変更なしー省略）          (ウ) 現場内で分別を行わない場合</p> <p>エ （変更なしー省略）</p>	<p>る環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。</p> <p>(4)～(5) （変更なしー省略）</p> <p>(6) 工事情報の登録等          本工事は、<del>COBRIS</del>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに<del>COBRIS</del>にデータの入力を行い、その都度「<del>建設副産物情報交換システム工事登録証明書</del>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。</p> <p>また、受注者は、<del>COBRIS又は</del>国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。</p> <p>なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(7) （変更なしー省略）</p> <p>(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認          建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>ア 再生資源利用実施書          受注者は<del>COBRIS</del>に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。          (ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>イ 再生資源利用促進実施書          受注者は<del>COBRIS</del>に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。          (ア)～(ウ) （変更なしー省略）</p> <p>ウ リサイクル阻害要因説明書          工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。          (ア)～(イ) （変更なしー省略）          (ウ) <del>土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合</del>  <del>-(エ) 碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く。)-</del>  <del>-(オ) アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7-(旧D) 交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する。)-</del>  <del>-(カ) 現場内で分別を行わない場合</del></p> <p>エ （変更なしー省略）</p>	

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版（令和8年4月1日適用）新旧対照表

	改定（新）	現行（旧）	摘要
<p>1.1.14 建設廃棄物の 適正処理</p>	<p>(9) (変更なしー省略)</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (変更なしー省略)</p> <p>(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>ア～イ (変更なしー省略)</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<u>コブリス・プラス</u>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>エ 有価物<u>を売渡する場合</u></p> <p>売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、建設廃棄物として処分する場合は、<u>適切に処理すること。</u></p> <p>(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照する。)</p> <p>オ (変更なしー省略)</p> <p>標準仕様書 <u>11.1.4.1</u>及び東京都建築工事標準仕様書第29章によるほか、次による。</p> <p>泥土、建設廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、受注者の責任において適正に処理する。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の27に基づき、産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分を委託した本工事受注者（産業廃棄物排出事業者）は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した年度の翌年度の4月1日から6月30日までに、東京都環境局に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する。提出に当たっては、東京都環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」を参照する。ただし、電子マニフェストを交付した場合は、報告手続は要しない。</p>	<p>(9) (変更なしー省略)</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (変更なしー省略)</p> <p>(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>ア～イ (変更なしー省略)</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<del>COBRIS</del>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p>エ 有価物<u>の取扱い</u></p> <p><del>建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売り渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</del></p> <p><del>また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。</del>なお、建設廃棄物として処分する場合には、<del>特記による。</del></p> <p>(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照する<u>こと。</u>)</p> <p>オ (変更なしー省略)</p> <p>標準仕様書 <del>11.1.3.2</del>及び東京都建築工事標準仕様書第29章によるほか、次による。</p> <p>泥土、建設廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、受注者の責任において適正に処理する。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の27に基づき、産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分を委託した本工事受注者（産業廃棄物排出事業者）は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した年度の翌年度の4月1日から6月30日までに、東京都環境局に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する。提出に当たっては、東京都環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」を参照する。ただし、電子マニフェストを交付した場合は、報告手続は要しない。</p>	<p>財務局標準仕様書に 合わせて項番修正</p>

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版（令和8年4月1日適用）新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
1.1.15 工事实績情報 <u>システム（コ リンズ）への 登録</u>	(変更なしー省略)	1.1.15 工事实績情報 の登録	(変更なしー省略)	財務局標準仕様書に 合わせて名称変更
1.1.19 関係法令等の 遵守	標準仕様書 1.1.1.18 によるほか、次による。 工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。	1.1.19 関係法令等の 遵守	標準仕様書 1.1.1.18 によるほか、次による。 工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。	財務局特記仕様書に 合わせて修正
	<b>第 2 節 工事現場管理</b>		<b>第 2 節 工事現場管理</b>	
1.2.1 工事現場管理	1 (変更なしー省略) 2 工程表作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である 15 日から 20 日程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。 <u>概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とすること。</u> <u>工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。</u> <u>なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。</u> <u>※ 概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義」による。</u> 3 (変更なしー省略)	1.2.1 工事現場管理	1 (変更なしー省略) 2 工程表作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、 <del>概成工期</del> (全体工期から別途関連工事による設備工事等に必要調整期間である 15 日から 20 日程度を差し引いた期間)を確認した上で、作成すること。  3 (変更なしー省略)	財務局特記仕様書 に合わせて修正
1.2.5 建設機械の使 用	標準仕様書 1.1.5.6 及び 1.1.5.7 による。 <u>なお、施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。</u> また、ディーゼル仕様の建設機械を使用する場合の燃料は、標準仕様書 1.1.3.14 による。	1.2.5 建設機械の使 用	標準仕様書 1.1.5.6 及び 1.1.5.7 による。 <del>ただし、該当する建設機械は次による。</del> また、ディーゼル仕様の建設機械を使用する場合の燃料は、標準仕様書 1.1.3.14 による。 <del>1 次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。</del> <del>(1) 一般工事用建設機械 (ディーゼルエンジン出力 8kW～560kW)</del> <del>ア バックホウ</del> <del>イ ホイールローダ</del> <del>ウ ブルドーザ</del> <del>(2) 一般工事用建設機械<sup>(※)</sup> (ディーゼルエンジン出力 7.5kW～260kW)</del>	財務局特記仕様書 に合わせて修正

改定（新）		現行（旧）		摘要
1.2.6 環境により良い自動車 <del>の</del> 利用	(変更なしー省略)	1.2.6 環境により良い自動車利用	<del>ア 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）</del> <del>イ 空気圧縮機（可搬式）</del> <del>ウ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）</del> <del>エ ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）</del> <del>オ ローラ類（ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラー）</del> <del>※道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。</del> <del>2 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。</del> <del>(1) バックホウ</del> <del>(2) クラムシェル</del> <del>(3) トラクターショベル</del> <del>(4) クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン</del> <del>(5) 油圧式杭圧入引抜機</del> <del>(6) アースオーガー</del> <del>(7) オールケーシング掘削機</del> <del>(8) アースドリル</del> <del>(9) ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー</del> <del>(10) アスファルトフィニッシャー</del> <del>(11) 空気圧縮機</del> <del>(12) 発動発電機</del> <del>3 次の建設機械には、低振動型のものを用いる。</del> <del>(1) バイプロハンマー</del>	財務局標準仕様書に合わせて名称変更
1.3.3 機材の搬入	標準仕様書 <u>1.1.4.3</u> によるほか、簡易梱包等により梱包材の削減に努める。	1.3.3 機材の搬入	標準仕様書 <del>1.1.4.4</del> によるほか、簡易梱包等により梱包材の削減に努める。	財務局標準仕様書に合わせて項番修正
1.3.4 機材の検査等	各種機材については、標準仕様書 <u>1.1.4.4</u> によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）に基づく試験、確認及び照合による検査を受ける。	1.3.4 機材の検査等	各種機材については、標準仕様書 <del>1.1.4.5</del> によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）に基づく試験、確認及び照合による検査を受ける。	財務局標準仕様書に合わせて項番修正
1.3.5 機材の保管	標準仕様書 <u>1.1.4.6</u> による。	1.3.5 機材の保管	標準仕様書 <del>1.1.4.7</del> による。	財務局標準仕様書に合わせて項番修正

改定（新）		現行（旧）		摘要
1.3.7 建築設備の構造強度	<p>1～3 （変更なしー省略）</p> <p>4 管を支持し、又は固定する場合には、<u>吊り</u>金物又は防振ゴムを用いる等、有効な地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 衛生器具設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 施工</b></p>	1.3.7 建築設備の構造強度	<p>1～3 （変更なしー省略）</p> <p>4 管を支持し、又は固定する場合には、<del>吊り</del>金物又は防振ゴムを用いる等、有効な地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 衛生器具設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 施工</b></p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
2.3.1 器具の取付け及び接続	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 衛生器具は、次によるほか、標準仕様書 <u>3.2.1</u> による。 (1)～(4) （変更なしー省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 給水設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 機器、器具及び材料</b></p>	2.3.1 器具の取付け及び接続	<p>1 （変更なしー省略）</p> <p>2 衛生器具は、次によるほか、標準仕様書 <del>3.2.1.2</del> による。 (1)～(4) （変更なしー省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 給水設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 機器、器具及び材料</b></p>	財務局標準仕様書に合わせて項番修正
3.2.12 雑材料	<p>次によるほか、標準仕様書 2.2.2.31 による。</p> <p>1 配管支持材の支持金物及び固定金物の材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による鋼製、合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）又はステンレス鋼製（SUS304）とする。</p> <p>なお、棒鋼を転造ねじ加工した<u>吊り</u>用ボルトを使用してもよい。インサート金物は、鋼製又は合成樹脂製のうちから、管支持における十分な強度を有するものを選定する。</p> <p>なお、支持金物及び固定金物において、振動の伝播を防ぐ必要がある場合は、防振材付きのものとする。</p> <p>2 （変更なしー省略）</p>	3.2.12 雑材料	<p>次によるほか、標準仕様書 2.2.2.31 による。</p> <p>1 配管支持材の支持金物及び固定金物の材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による鋼製、合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）又はステンレス鋼製（SUS304）とする。</p> <p>なお、棒鋼を転造ねじ加工した<del>吊り</del>用ボルトを使用してもよい。インサート金物は、鋼製又は合成樹脂製のうちから、管支持における十分な強度を有するものを選定する。</p> <p>なお、支持金物及び固定金物において、振動の伝播を防ぐ必要がある場合は、防振材付きのものとする。</p> <p>2 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正
3.2.19 電動機	<p>一般用電動機は、標準仕様書 <u>2.1.2.2.6</u> 及び <u>3.1.2.4</u> による。</p>	3.2.19 電動機	<p>一般用電動機は、標準仕様書 <del>2.4.2.1</del> 及び <del>2.4.2.2</del> による。</p>	財務局標準仕様書に合わせて項番修正

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版（令和8年4月1日適用）新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
3.3.1 配管工法	<p>第3節 施工</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.4.2 及び 2.2.7.1 による。</p> <p>1～3 （変更なしー省略）</p> <p>4 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取り替える。</p> <p>5～6 （変更なしー省略）</p>	3.3.1 配管工法	<p>第3節 施工</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.4.2 及び 2.2.7.1 による。</p> <p>1～3 （変更なしー省略）</p> <p>4 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取り替える。<del>ユーキング修理は、行</del> <del>てはならない。</del></p> <p>5～6 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書 に合わせて修正
3.3.2 勾配	標準仕様書 <u>2.2.6.1</u> による。	3.3.2 勾配	標準仕様書 <del>2.2.6.2</del> による。	
3.3.4 管の接合	<p>1～3 （変更なしー省略）</p> <p>4 ステンレス鋼管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.7 による。 接合方法は別に定める場合を除き、次による。</p> <p>(1) （変更なしー省略）</p> <p>(2) 呼び径 50 以下のステンレス鋼管 (SUS316) と <u>塩ビ管</u> は、伸縮可とう式継手 又は SV 継手で接合する。</p> <p>5 （変更なしー省略）</p> <p>6 <u>塩ビ管</u> は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.9 による。</p> <p>(1) ～ (2) （変更なしー省略）</p> <p>7～9 （変更なしー省略）</p>	3.3.4 管の接合	<p>1～3 （変更なしー省略）</p> <p>4 ステンレス鋼管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.7 による。 接合方法は別に定める場合を除き、次による。</p> <p>(1) （変更なしー省略）</p> <p>(2) 呼び径 50 以下のステンレス鋼管 (SUS316) と <del>ビニル管</del> は、伸縮可とう式継 手又は SV 継手で接合する。</p> <p>5 （変更なしー省略）</p> <p>6 <del>ビニル管</del> は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.9 による。</p> <p>(1) ～ (2) （変更なしー省略）</p> <p>7～9 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書 に合わせて修正
3.3.6 <u>吊り</u> 及び支持	<p>次によるほか、標準仕様書 <u>2.2.6.2</u> による。</p> <p>1 横走り管及びスラブ上転がし配管（さや管を除く。）</p> <p>(1) 棒鋼 <u>吊り</u> 及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 <u>2.2.6.2.2</u> の表 2.2.20 による。</p> <p>また、スラブ上転がし配管の固定間隔は、横走り管の <u>吊り</u> 支持間隔に準ず る。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>2 立て管</p> <p>(1) 立て管の固定は、最下階及び3階ごとのスラブ位置で床バンドにより行 う。また、立て管の床下最下部では、継手の近傍に <u>吊り</u> バンド等で支持をす る。</p> <p>(2) 立て管の振れ止め支持は、上記(1)の床バンドで兼ねるものとし、床バン ドをシンダーコンクリートに埋め込む。埋め込むことができない場合は、標 準仕様書 <u>2.2.6.2.3</u> の表 2.2.21 による。</p> <p>3～4 （変更なしー省略）</p>	3.3.6 <u>つり</u> 及び支持	<p>次によるほか、標準仕様書 <del>2.2.6.1</del> 及び <del>2.2.6.3</del> による。</p> <p>1 横走り管及びスラブ上転がし配管（さや管を除く。）</p> <p>(1) 棒鋼 <del>つり</del> 及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 <del>2.2.6.3</del> の表 2.2.20 による。</p> <p>また、スラブ上転がし配管の固定間隔は、横走り管の <del>つり</del> 支持間隔に準ず る。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>2 立て管</p> <p>(1) 立て管の固定は、最下階及び3階ごとのスラブ位置で床バンドにより行 う。また、立て管の床下最下部では、継手の近傍に <del>つり</del> バンド等で支持をす る。</p> <p>(2) 立て管の振れ止め支持は、上記(1)の床バンドで兼ねるものとし、床バン ドをシンダーコンクリートに埋め込む。埋め込むことができない場合は、標 準仕様書 <del>2.2.6.3</del> の表 2.2.21 による。</p> <p>3～4 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書 に合わせて修正

改定（新）	現行（旧）	摘要
<p>3.3.9 試験、検査及び消毒</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.9.1、2.2.9.2 及び 3.1.2.9 による。</p> <p>1 給水管の試験は、次による。 水圧試験は、原則として、監督員の立会いの下で行うものとし、水圧試験に用いる圧力計は、校正証明書付きの JIS 規格品又はそれと同等以上の機能を有するものとする。 (1) （変更なし—省略） (2) 器具取付後の水圧試験は、住戸（集会所を含む。）内配管（戸別メーター以降）及び共用部で水栓等の器具が設置された配管について行う。その設定圧力及び保持時間は次による。 ア 鋼管先分岐方式の住戸内配管及び共用部では、設定圧力値を 0.75MPa 以上とし、保持時間を <b>最小</b> 5 分とする。 イ （変更なし—省略） (3)～(4) （変更なし—省略）</p> <p>2 水槽の試験は次による。 (1) （変更なし—省略） (2) 水槽類は、全て満水試験を行い、満水状態で <b>最小</b> 12 時間放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。</p> <p>3～4 （変更なし—省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 排水・通気設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 施工</b></p>	<p>3.3.9 試験、検査及び消毒</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.4.1、2.2.9.1、2.2.9.2 及び 3.1.2.9 による。</p> <p>1 給水管の試験は、次による。 水圧試験は、原則として、監督員の立会いの下で行うものとし、水圧試験に用いる圧力計は、校正証明書付きの JIS 規格品又はそれと同等以上の機能を有するものとする。 (1) （変更なし—省略） (2) 器具取付後の水圧試験は、住戸（集会所を含む。）内配管（戸別メーター以降）及び共用部で水栓等の器具が設置された配管について行う。その設定圧力及び保持時間は次による。 ア 鋼管先分岐方式の住戸内配管及び共用部では、設定圧力値を 0.75MPa 以上とし、保持時間を 5 分 <b>以上</b> とする。 イ （変更なし—省略） (3)～(4) （変更なし—省略）</p> <p>2 水槽の試験は次による。 (1) （変更なし—省略） (2) 水槽類は、全て満水試験を行い、満水状態で 12 時間 <b>以上</b> 放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。</p> <p>3～4 （変更なし—省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 排水・通気設備工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 施工</b></p>	<p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p>
<p>4.3.1 配管工法</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.4.3 による。</p> <p>1 配管工法は、次によるほか、本共通仕様書 3.3.1 による。 (1) 横走り管同士が合流する場合、鋳鉄管のときは Y 管又は 90° Y 管を、鋼管及び <b>塩ビ管</b> のときは 45° 又は 90° 大曲がり Y 管を使用する。 (2) 立て管に合流する場合、鋳鉄管のときは排水 T 管を、鋼管及び <b>塩ビ管</b> のときは 90° Y 管又は 90° 大曲がり Y 管を使用する。 (3) （変更なし—省略）</p> <p>2 （変更なし—省略）</p>	<p>4.3.1 配管工法</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.4.3 による。</p> <p>1 配管工法は、次によるほか、本共通仕様書 3.3.1 による。 (1) 横走り管同士が合流する場合、鋳鉄管のときは Y 管又は 90° Y 管を、鋼管及び <b>ビニル管</b> のときは 45° 又は 90° 大曲がり Y 管を使用する。 (2) 立て管に合流する場合、鋳鉄管のときは排水 T 管を、鋼管及び <b>ビニル管</b> のときは 90° Y 管又は 90° 大曲がり Y 管を使用する。 (3) （変更なし—省略）</p> <p>2 （変更なし—省略）</p>	<p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p>
<p>4.3.2 勾配</p> <p>次によるほか、標準仕様書 <b>2.2.6.1</b> による。 屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径 75 以下は 1/50、呼び径 100 以上は 1/100 とする。</p>	<p>4.3.2 勾配</p> <p>次によるほか、標準仕様書 <b>2.2.6.2</b> による。 屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径 75 以下は 1/50、呼び径 100 以上は 1/100 とする。</p>	<p>財務局標準仕様書に合わせて項番修正</p>
<p>4.3.3 管の接合</p> <p>次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。</p> <p>1 （変更なし—省略）</p>	<p>4.3.3 管の接合</p> <p>次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。</p> <p>1 （変更なし—省略）</p>	

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版（令和8年4月1日適用）新旧対照表

改定（新）	現行（旧）	摘要
<p>4.3.4 異種管の接合</p> <p>2 <u>塩ビ管</u>は、標準仕様書 2.2.5.9 による。</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.5.15 による。 <u>塩ビ管</u>と鋼管 ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末に<u>塩ビ管</u>を接合するときには、MD ジョイントを使用する。</p> <p>4.3.5 <u>吊り</u>及び支持</p> <p>次によるほか、標準仕様書 <u>2.2.6.2</u> による。</p> <p>1 横走り管及びスラブ上転がし配管</p> <p>(1) 横走り管の棒鋼<u>吊り</u>及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 <u>2.2.6.2.2</u> の表 2.2.20 による。</p> <p>また、スラブ上配管の固定間隔は、横走り管の<u>吊り</u>支持間隔に準ずる。</p> <p>(2)～(3) (変更なし—省略)</p> <p>(4) MD ジョイントを使用する場合は、継手 1 個につき 1 か所<u>吊り</u>支持をする。ただし、継手を相い接続する場合は、2 個につき 1 か所とすることができる。</p> <p>(5) <u>塩ビ管</u>を用いる場合は、立て管最下部の曲がり部直近の横走り管において、最下階スラブから<u>吊り</u>金物を用いて支持を行う。</p> <p>2 立て管</p> <p>(1) 立て管を固定する場合、鋼管のときのみ立て管最下部大曲がり管において、最下階スラブから MD ジョイント用<u>吊り</u>金物及び棒鋼又は棒鋼<u>吊り</u>用ボルトを用いて固定を行う。</p> <p>(2) 立て管の形鋼振れ止め支持を行う場合、鋼管のときは各階 1 か所、床貫通部付近で行い、<u>塩ビ管</u>のときは各階 1 か所、床貫通部付近で行う。ただし、床貫通部がモルタルで穴埋めされている場合は、鋼管のときのみ 3 階ごとに 1 か所としてよい。</p> <p>(3)～(4) (変更なし—省略)</p> <p>4.3.7 地中配管及び構造物</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.7.1 及び 2.5.2.1 による。</p> <p>1 排水管は、次による。</p> <p>(1) (変更なし—省略)</p> <p>(2) 呼び径 300 以下の硬質ポリ塩化ビニル管を埋設する場合は、敷設箇所を山砂で敷き込み（配管下部 100 mm）、十分に突き固めた後、なじみよく敷設する。<u>さらに</u>管上 100 mm まで山砂を敷きこんだ後、良質な掘削土で埋め戻す。</p>	<p>4.3.4 異種管の接合</p> <p>2 <u>ビニル管</u>は、標準仕様書 2.2.5.9 による。</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.5.15 による。 <u>ビニル管</u>と鋼管 ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末に<u>ビニル管</u>を接合するときには、MD ジョイントを使用する。</p> <p>4.3.5 <u>つり</u>及び支持</p> <p>次によるほか、標準仕様書 <u>2.2.6.1</u> 及び <u>2.2.6.3</u> による。</p> <p>1 横走り管及びスラブ上転がし配管</p> <p>(1) 横走り管の棒鋼<u>つり</u>及び形鋼振れ止め支持間隔は、原則として、標準仕様書 <u>2.2.6.3</u> の表 2.2.20 による。</p> <p>また、スラブ上配管の固定間隔は、横走り管の<u>つり</u>支持間隔に準ずる。</p> <p>(2)～(3) (変更なし—省略)</p> <p>(4) MD ジョイントを使用する場合は、継手 1 個につき 1 か所<u>つり</u>支持をする。ただし、継手を相い接続する場合は、2 個につき 1 か所とすることができる。</p> <p>(5) <u>ビニル管</u>を用いる場合は、立て管最下部の曲がり部直近の横走り管において、最下階スラブから<u>つり</u>金物を用いて支持を行う。</p> <p>2 立て管</p> <p>(1) 立て管を固定する場合、鋼管のときのみ立て管最下部大曲がり管において、最下階スラブから MD ジョイント用<u>つり</u>金物及び棒鋼又は棒鋼<u>つり</u>用ボルトを用いて固定を行う。</p> <p>(2) 立て管の形鋼振れ止め支持を行う場合、鋼管のときは各階 1 か所、床貫通部付近で行い、<u>ビニル管</u>のときは各階 1 か所、床貫通部付近で行う。ただし、床貫通部がモルタルで穴埋めされている場合は、鋼管のときのみ 3 階ごとに 1 か所としてよい。</p> <p>(3)～(4) (変更なし—省略)</p> <p>4.3.7 地中配管及び構造物</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.7.1 及び 2.5.2.1 による。</p> <p>1 排水管は、次による。</p> <p>(1) (変更なし—省略)</p> <p>(2) 呼び径 300 以下の硬質ポリ塩化ビニル管を埋設する場合は、敷設箇所を山砂で敷き込み（配管下部 100 mm）、十分に突き固めた後、なじみよく敷設する。<u>更に</u>管上 100 mm まで山砂を敷きこんだ後、良質な掘削土で埋め戻す。</p>	<p>財務局標準仕様書に合わせて修正 財務局標準仕様書に合わせて修正</p> <p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p> <p>財務局標準仕様書に合わせて修正</p>

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和7年10月） 追補版（令和8年4月1日適用）新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		摘要
4.3.8 試験及び検査	<p>す。 (3)～(4)（変更なしー省略） 2～3（変更なしー省略）</p> <p>次によるほか、標準仕様書2.2.9.3による。 1 排水管は、隠蔽、被覆施工等の前に満水試験を行い、衛生器具などの取付け完了後、通水試験を行う。 なお、満水試験は、原則として、監督員の立会いの下で行い、その保持時間は<u>最小</u>30分とする。 2（変更なしー省略）</p>	4.3.8 試験及び検査	<p>(3)～(4)（変更なしー省略） 2～3（変更なしー省略）</p> <p>次によるほか、標準仕様書2.2.9.3による。 1 排水管は、隠蔽、被覆施工等の前に満水試験を行い、衛生器具などの取付け完了後、通水試験を行う。 なお、満水試験は、原則として、監督員の立会いの下で行い、その保持時間は30分<u>以上</u>とする。 2（変更なしー省略）</p>	<p>財務局標準仕様書に 合わせて修正</p>
<p><b>第5章 給湯設備工事</b></p> <p><b>第3節 施工</b></p>		<p><b>第5章 給湯設備工事</b></p> <p><b>第3節 施工</b></p>		
5.3.3 <u>吊り</u> 及び支持	<p>(変更なしー省略)</p>	5.3.3 <u>つり</u> 及び支持	<p>(変更なしー省略)</p>	
5.3.5 試験	<p>1（変更なしー省略） 2 浴槽 据付け完了後、排水栓止め金具を超えるまで水をためた上で満水試験を行い、止め金具周り、接続管及び排水口からの漏水がないことを確認する。 なお、満水試験の保持時間は<u>最小</u>1時間とする。 3（変更なしー省略） 4 追焚配管の配管試験は、次による。 (1)（変更なしー省略） (2) 水圧試験・・・試験圧力 0.15MPa、保持時間 <u>最小</u>30分 ア～イ（変更なしー省略）</p>	5.3.5 試験	<p>1（変更なしー省略） 2 浴槽 据付け完了後、排水栓止め金具を超えるまで水をためた上で満水試験を行い、止め金具周り、接続管及び排水口からの漏水がないことを確認する。 なお、満水試験の保持時間は1時間<u>以上</u>とする。 3（変更なしー省略） 4 追焚配管の配管試験は、次による。 (1)（変更なしー省略） (2) 水圧試験・・・試験圧力 0.15MPa、保持時間 30分<u>以上</u> ア～イ（変更なしー省略）</p>	<p>財務局標準仕様書に 合わせて修正</p>

改定（新）		現行（旧）		摘要
<b>第6章 消火設備工事</b>		<b>第6章 消火設備工事</b>		
<b>第3節 施工</b>		<b>第3節 施工</b>		
6.3.3 <u>吊り</u> 及び支持	(変更なしー省略)	6.3.3 <del>吊り</del> 及び支持	(変更なしー省略)	財務局標準仕様書 に合わせて修正
6.3.7 試験及び検査	次によるほか、標準仕様書 2.2.9.1 及び 2.2.9.4 による。 補助用高架水槽は、満水試験を行う。 なお、有効水量を注水し、 <u>最小</u> 12時間保持する。漏水がある場合は、監督員の指示により手直しを行う。	6.3.7 試験及び検査	次によるほか、標準仕様書 2.2.9.1 及び 2.2.9.4 による。 補助用高架水槽は、満水試験を行う。 なお、有効水量を注水し、12時間 <del>以上</del> 保持する。漏水がある場合は、監督員の指示により手直しを行う。	
<b>第7章 換気設備工事</b>		<b>第7章 換気設備工事</b>		
<b>第3節 施工</b>		<b>第3節 施工</b>		
7.3.2 <u>吊り</u> 及び支持	1 ダクトを <u>吊り</u> 金物で支持する場合は、地震により脱落などを起こさないよう必要な箇所に振れ止めを施す。ただし、 <sup>はり</sup> 梁又は壁貫通部等でモルタル埋めにより固定される場合は、その固定を振れ止めとみなしてよい。 2 横走りダクトの <u>吊り</u> 間隔は2m以内とする。	7.3.2 <del>吊り</del> 及び支持	1 ダクトを <del>吊り</del> 金物で支持する場合は、地震により脱落などを起こさないよう必要な箇所に振れ止めを施す。ただし、 <sup>はり</sup> 梁又は壁貫通部等でモルタル埋めにより固定される場合は、その固定を振れ止めとみなしてよい。 2 横走りダクトの <del>吊り</del> 間隔は2m以内とする。	財務局標準仕様書 に合わせて修正
7.3.3 機器の据付け及び取付け	機器及び附属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、本共通仕様書 3.3.7 並びに標準仕様書 5.1.15.1、5.1.15.3、5.2.2.1、5.2.3.1 及び 5.2.3.3 による。 1 換気扇類は、スラブ下面から取付金具 ( <u>吊り</u> 用ボルト・フックなど) により堅固に取り付ける。 2～3 (変更なしー省略)	7.3.3 機器の据付け及び取付け	機器及び附属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、本共通仕様書 3.3.7 並びに標準仕様書 5.1.15.1、5.1.15.3、5.2.2.1、5.2.3.1 及び 5.2.3.3 による。 1 換気扇類は、スラブ下面から取付金具 ( <del>吊り</del> 用ボルト・フックなど) により堅固に取り付ける。 2～3 (変更なしー省略)	

改定（新）		現行（旧）		摘要																																																																																							
8.1.2 塗装部分	<p><b>第8章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</b></p> <p><b>第1節 塗装工事</b></p> <p>次によるほか、標準仕様書2.3.2.1による。 各種機材のうち、次の部分の塗装は行わない。</p> <p>(1)～(2) （変更なしー省略）</p> <p>(3) 見え掛かりとなる塩ビ管のうち、パイプシャフト内、廊下下及びベランダ下に施工された配管</p> <p>(4)～(5) （変更なしー省略）</p>	8.1.2 塗装部分	<p><b>第8章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</b></p> <p><b>第1節 塗装工事</b></p> <p>次によるほか、標準仕様書2.3.2.1による。 各種機材のうち、次の部分の塗装は行わない。</p> <p>(1)～(2) （変更なしー省略）</p> <p>(3) 見え掛かりとなるビニル管のうち、パイプシャフト内、廊下下及びベランダ下に施工された配管</p> <p>(4)～(5) （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																																																																																							
					8.1.11 鋼製架台及び支持金物等	<p>1 鋼製架台及び支持金物等は、鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、「標準仕様書2.3.2.1.4 <u>塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数</u>」を施したものである。ただし、屋外部分、床下ピット等の多湿箇所は、「標準仕様書2.3.2.2.4 溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したものの又はステンレス鋼製（SUS304）とする。</p> <p>なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、「標準仕様書2.3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料」で補修を行う。</p> <p>2 （変更なしー省略）</p>	8.1.11 鋼製架台及び支持金物等	<p>1 鋼製架台及び支持金物等は、鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、「標準仕様書2.3.2.1.4 <u>塗装</u>」を施したものである。ただし、屋外部分、床下ピット等の多湿箇所は、「標準仕様書2.3.2.2.4 溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したものの又はステンレス鋼製（SUS304）とする。</p> <p>なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、「標準仕様書2.3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料」で補修を行う。</p> <p>2 （変更なしー省略）</p>	財務局標準仕様書に合わせて名称変更																																																																																		
										8.2.2 防露・保温基準	<p><b>第2節 防露・保温工事</b></p> <p>次によるほか、標準仕様書2.3.1.4による。</p> <p>1 防露・保温の対象別施工基準は、表8.2.1による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.2.1 管の防露・保温施工種別</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事区分</th> <th>給水・消火</th> <th>排水</th> <th>給湯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td>屋内露出</td> <td>a<sub>1</sub>-VII</td> <td>—</td> <td>a<sub>1</sub>-I</td> </tr> <tr> <td>押入内・物置内</td> <td>a<sub>1</sub>-VII</td> <td>a<sub>1</sub>-VII</td> <td>a<sub>1</sub>-I</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋内隠蔽</td> <td>天井内・木造壁内（パイプスペース）</td> <td>c-VII</td> <td>c-VII</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>住戸内のパイプシャフト</td> <td>c-VII</td> <td>—</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>階下のあるトレンチ内</td> <td>c-VII</td> <td>c-VII</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>住戸外のパイプシャフト</td> <td>c-VII</td> <td>—</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>スラブ上転がし配管</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠<sup>きよ</sup></td> <td>屋外ピット内</td> <td>d-VII</td> <td>—</td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>階下のないトレンチ内</td> <td>d-VII</td> <td>—</td> <td>d-I</td> </tr> </tbody> </table>	工事区分		給水・消火	排水	給湯	屋内	屋内露出	a <sub>1</sub> -VII	—	a <sub>1</sub> -I	押入内・物置内	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -I	屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c-VII	c-VII	c-I	住戸内のパイプシャフト	c-VII	—	c-I	階下のあるトレンチ内	c-VII	c-VII	c-I	住戸外のパイプシャフト	c-VII	—	c-I	スラブ上転がし配管	—	—	—	暗渠 <sup>きよ</sup>	屋外ピット内	d-VII	—	d-I	階下のないトレンチ内	d-VII	—	d-I	8.2.2 防露・保温基準	<p><b>第2節 防露・保温工事</b></p> <p>次によるほか、標準仕様書2.3.1.4による。</p> <p>1 防露・保温の対象別施工基準は、表8.2.1による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.2.1 管の防露・保温施工種別</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事区分</th> <th>給水・消火</th> <th>排水</th> <th>給湯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td>屋内露出</td> <td>a<sub>1</sub>-VII</td> <td>—</td> <td>a<sub>1</sub>-I</td> </tr> <tr> <td>押入内・物置内</td> <td>a<sub>1</sub>-VII</td> <td>a<sub>1</sub>-VII</td> <td>a<sub>1</sub>-I</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋内隠蔽</td> <td>天井内・木造壁内（パイプスペース）</td> <td>c-VII</td> <td>c-VII</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>住戸内のパイプシャフト</td> <td>c-VII</td> <td>—</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>階下のあるトレンチ内</td> <td>c-VII</td> <td>c-VII</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>住戸外のパイプシャフト</td> <td>c-VII</td> <td>—</td> <td>c-I</td> </tr> <tr> <td>スラブ上転がし配管</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠<sup>きよ</sup></td> <td>屋外ピット内</td> <td>d-VII</td> <td>—</td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>階下のないトレンチ内</td> <td>d-VII</td> <td>—</td> <td>d-I</td> </tr> </tbody> </table>	工事区分		給水・消火	排水	給湯	屋内	屋内露出	a <sub>1</sub> -VII	—	a <sub>1</sub> -I	押入内・物置内	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -I	屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c-VII	c-VII	c-I	住戸内のパイプシャフト	c-VII	—	c-I	階下のあるトレンチ内	c-VII	c-VII	c-I	住戸外のパイプシャフト	c-VII	—	c-I	スラブ上転がし配管	—	—
工事区分		給水・消火	排水	給湯																																																																																							
屋内	屋内露出	a <sub>1</sub> -VII	—	a <sub>1</sub> -I																																																																																							
	押入内・物置内	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -I																																																																																							
屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c-VII	c-VII	c-I																																																																																							
	住戸内のパイプシャフト	c-VII	—	c-I																																																																																							
	階下のあるトレンチ内	c-VII	c-VII	c-I																																																																																							
	住戸外のパイプシャフト	c-VII	—	c-I																																																																																							
	スラブ上転がし配管	—	—	—																																																																																							
暗渠 <sup>きよ</sup>	屋外ピット内	d-VII	—	d-I																																																																																							
	階下のないトレンチ内	d-VII	—	d-I																																																																																							
工事区分		給水・消火	排水	給湯																																																																																							
屋内	屋内露出	a <sub>1</sub> -VII	—	a <sub>1</sub> -I																																																																																							
	押入内・物置内	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -VII	a <sub>1</sub> -I																																																																																							
屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c-VII	c-VII	c-I																																																																																							
	住戸内のパイプシャフト	c-VII	—	c-I																																																																																							
	階下のあるトレンチ内	c-VII	c-VII	c-I																																																																																							
	住戸外のパイプシャフト	c-VII	—	c-I																																																																																							
	スラブ上転がし配管	—	—	—																																																																																							
暗渠 <sup>きよ</sup>	屋外ピット内	d-VII	—	d-I																																																																																							
	階下のないトレンチ内	d-VII	—	d-I																																																																																							

改定（新）					現行（旧）					摘要		
	床下	1階床下	d-VII	-	d-I		床下	1階床下	d-VII	-	d-I	
	屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e <sub>2</sub> -VII	-	e <sub>2</sub> -I		屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e <sub>2</sub> -VII	-	e <sub>2</sub> -I	
	<p>(注) 1 表中の a<sub>1</sub>、c、d、e<sub>2</sub>と保温材は、標準仕様書表 2.3.3 によるものとし、I 及びVIIは、標準仕様書表 2.3.7 による。</p> <p>(注) 2 給水管でピロティ部分の天井内隠蔽配管及びポンプ室（機械室）内配管には、屋内隠蔽の項を適用する。</p> <p>(注) 3 給水管・消火管でピロティ部分の露出配管及び廊下下<sup>り</sup>配管には、屋外多湿の項を適用する。</p> <p>(注) 4 給水管及び給湯管の保温には、原則として、グラスウール保温材を使用する。ただし、給水管のうち、工事区分が、暗渠<sup>きよ</sup>、床下及び屋外多湿の項は、ポリスチレンフォーム保温材とする。</p> <p>(注) 5 メーターボックス内の給水・給湯配管の保温及び給湯器ユニットに接続する給水・給湯用フレキシブル管の保温は、ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材(※) (t=15mm)で行う。</p> <p>※ ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材は、架橋ポリエチレンフォーム等で、熱伝導率 0.043W/(m・K)以下の性能を有する平板成形品をパイプ状にしたもの等とし、塩ビシート外被付の片割れ型等とする。</p> <p>また、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とし、継手カバーについては外被なしの二つ割型とする。塩ビシートの外被の厚さは 0.1mm 以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。</p> <p>2～4 (変更なしー省略)</p>					<p>(注) 1 表中の a<sub>1</sub>、c、d、e<sub>2</sub>と保温材は、標準仕様書表 2.3.3 によるものとし、I 及びVIIは、標準仕様書表 2.3.7 による。</p> <p>(注) 2 給水管でピロティ部分の天井内隠蔽配管及びポンプ室（機械室）内配管には、屋内隠蔽の項を適用する。</p> <p>(注) 3 給水管・消火管でピロティ部分の露出配管及び廊下下<del>り</del>配管には、屋外多湿の項を適用する。</p> <p>(注) 4 給水管及び給湯管の保温には、原則として、グラスウール保温材を使用する。ただし、給水管のうち、工事区分が、暗渠<sup>きよ</sup>、床下及び屋外多湿の項は、ポリスチレンフォーム保温材とする。</p> <p>(注) 5 メーターボックス内の給水・給湯配管の保温及び給湯器ユニットに接続する給水・給湯用フレキシブル管の保温は、ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材(※) (t=15mm)で行う。</p> <p>※ ポリエチレンフォームのワンタッチ式保温材は、架橋ポリエチレンフォーム等で、熱伝導率 0.043W/(m・K)以下の性能を有する平板成形品をパイプ状にしたもの等とし、塩ビシート外被付の片割れ型等とする。</p> <p>また、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とし、継手カバーについては外被なしの二つ割型とする。塩ビシートの外被の厚さは 0.1mm 以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。</p> <p>2～4 (変更なしー省略)</p>					財務局標準仕様書に合わせて修正	
	<p><b>第9章 昇降機設備工事</b></p>					<p><b>第9章 昇降機設備工事</b></p>						
	<p>第4節 かご</p> <p>1～3 (変更なしー省略)</p> <p>4 かごの戸は、ドアハンガーにより堅固に<sup>り</sup>下げ、附属部品を取り付ける箇所は十分に補強をする。</p>					<p>第4節 かご</p> <p>1～3 (変更なしー省略)</p> <p>4 かごの戸は、ドアハンガーにより堅固に<del>り</del>下げ、附属部品を取り付ける箇所は十分に補強をする。</p>					財務局標準仕様書に合わせて修正	
9.4.4 かごの戸						9.4.4 かごの戸						

改定（新）		現行（旧）		摘要																																																																																																																																									
9.5.1 乗場枠	<p>第5節 乗場</p> <p>1～2 （変更なしー省略）</p> <p>3 乗場枠は、躯体にアンカー等により強固に固定して取り付け、隙間はモルタル等により確実に<u>充てん</u>する。ただし、メーカー等により取付方法が異なる場合にはこれに準じる。</p>	9.5.1 乗場枠	<p>第5節 乗場</p> <p>1～2 （変更なしー省略）</p> <p>3 乗場枠は、躯体にアンカー等により強固に固定して取り付け、隙間はモルタル等により確実に<u>充填</u>する。ただし、メーカー等により取付方法が異なる場合にはこれに準じる。</p>	財務局標準仕様書に合わせて修正																																																																																																																																									
<p><b>第10章 機械式駐車設備工事</b></p>		<p><b>第10章 機械式駐車設備工事</b></p>																																																																																																																																											
10.2.10 附属品	(変更なしー省略)	10.2.10 附属品及び 予備品	(変更なしー省略)	財務局標準仕様書に合わせて名称変更																																																																																																																																									
10.2.11 <u>性能</u> 試験	(変更なしー省略)	10.2.11 試験	(変更なしー省略)	財務局標準仕様書に合わせて名称変更																																																																																																																																									
10.2.12 工事区分	<p>特記による指示がない限り、次の標準工事区分による。</p> <p>標準工事区分（○印が施工範囲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">製作・工事内容</th> <th rowspan="2">立駐工事範囲内</th> <th colspan="3">立体工事範囲外</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>空調衛生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">駐車装置関係</td> <td>1</td> <td>装置本体の製作・据付け・試運転及び調整</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">屋内装置の場合 屋内装置の場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>基礎アンカーボルト打ち込み工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>天井<del>吊り</del>フックの製作・輸送</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>天井<del>吊り</del>フックの埋め込み工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建築及び土木</td> <td>5</td> <td>装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>排水ピット及び排水溝等排水工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>架台柱アンカー部モルタル<u>充てん</u>工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>地中配管・スリーブ埋設工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	No.	製作・工事内容	立駐工事範囲内	立体工事範囲外			摘要	建築	電気	空調衛生	駐車装置関係	1	装置本体の製作・据付け・試運転及び調整	○				屋内装置の場合 屋内装置の場合	2	基礎アンカーボルト打ち込み工事	○				3	天井 <del>吊り</del> フックの製作・輸送	○				4	天井 <del>吊り</del> フックの埋め込み工事		○			建築及び土木	5	装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事		○				6	コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事		○			7	排水ピット及び排水溝等排水工事			○		8	架台柱アンカー部モルタル <u>充てん</u> 工事		○			9	地中配管・スリーブ埋設工事			○		<p>特記による指示がない限り、次の標準工事区分による。</p> <p>標準工事区分（○印が施工範囲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">製作・工事内容</th> <th rowspan="2">立駐工事範囲内</th> <th colspan="3">立体工事範囲外</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>空調衛生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">駐車装置関係</td> <td>1</td> <td>装置本体の製作・据付け・試運転及び調整</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">屋内装置の場合 屋内装置の場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>基礎アンカーボルト打ち込み工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>天井<del>吊り</del>フックの製作・輸送</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>天井<del>吊り</del>フックの埋め込み工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建築及び土木</td> <td>5</td> <td>装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>排水ピット及び排水溝等排水工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>架台柱アンカー部モルタル<u>充填</u>工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>地中配管・スリーブ埋設工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	No.	製作・工事内容	立駐工事範囲内	立体工事範囲外			摘要	建築	電気	空調衛生	駐車装置関係	1	装置本体の製作・据付け・試運転及び調整	○				屋内装置の場合 屋内装置の場合	2	基礎アンカーボルト打ち込み工事	○				3	天井 <del>吊り</del> フックの製作・輸送	○				4	天井 <del>吊り</del> フックの埋め込み工事		○			建築及び土木	5	装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事		○				6	コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事		○			7	排水ピット及び排水溝等排水工事			○		8	架台柱アンカー部モルタル <u>充填</u> 工事		○			9	地中配管・スリーブ埋設工事			○		財務局標準仕様書に合わせて修正
区分	No.					製作・工事内容	立駐工事範囲内	立体工事範囲外			摘要																																																																																																																																		
		建築	電気	空調衛生																																																																																																																																									
駐車装置関係	1	装置本体の製作・据付け・試運転及び調整	○				屋内装置の場合 屋内装置の場合																																																																																																																																						
	2	基礎アンカーボルト打ち込み工事	○																																																																																																																																										
	3	天井 <del>吊り</del> フックの製作・輸送	○																																																																																																																																										
	4	天井 <del>吊り</del> フックの埋め込み工事		○																																																																																																																																									
建築及び土木	5	装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事		○																																																																																																																																									
	6	コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事		○																																																																																																																																									
	7	排水ピット及び排水溝等排水工事			○																																																																																																																																								
	8	架台柱アンカー部モルタル <u>充てん</u> 工事		○																																																																																																																																									
	9	地中配管・スリーブ埋設工事			○																																																																																																																																								
区分	No.	製作・工事内容	立駐工事範囲内	立体工事範囲外			摘要																																																																																																																																						
				建築	電気	空調衛生																																																																																																																																							
駐車装置関係	1	装置本体の製作・据付け・試運転及び調整	○				屋内装置の場合 屋内装置の場合																																																																																																																																						
	2	基礎アンカーボルト打ち込み工事	○																																																																																																																																										
	3	天井 <del>吊り</del> フックの製作・輸送	○																																																																																																																																										
	4	天井 <del>吊り</del> フックの埋め込み工事		○																																																																																																																																									
建築及び土木	5	装置設置部の基礎造成・芯出し・仕上げ工事		○																																																																																																																																									
	6	コーナーアングルの製作・取付・防錆塗装工事		○																																																																																																																																									
	7	排水ピット及び排水溝等排水工事			○																																																																																																																																								
	8	架台柱アンカー部モルタル <u>充填</u> 工事		○																																																																																																																																									
	9	地中配管・スリーブ埋設工事			○																																																																																																																																								

改定（新）						現行（旧）						摘要						
11.3.5 防食 <u>処置</u>	電気関係	10	安全柵の製作・据付け工事		○					10	安全柵の製作・据付け工事		○				財務局標準仕様書に 合わせて名称変更	
		11	車路・通路関係建設工事		○					11	車路・通路関係建設工事		○					
	電気関係	○	12	制御盤への一次電源引込み及び結線工事 D種接続（接地）			○				12	制御盤への一次電源引込み及び結線工事 D種接続（接地）		○				
			13	二次側配線工事			○				13	二次側配線工事			○			
			14	点検用コンセント設置工事			○				14	点検用コンセント設置工事			○			
			15	漏電ブレーカーの設置工事			○				15	漏電ブレーカーの設置工事			○			
			16	地中配管工事（一次側・二次側共）			○				16	地中配管工事（一次側・二次側共）			○			
			17	消火設備工事					○		17	消火設備工事						○
	その他	○	18	照明設備工事			○				18	照明設備工事			○			
			19	車路管制設備工事			○				19	車路管制設備工事			○			
			20	換気設備工事					○		20	換気設備工事						○
			21	仮設工事一式	○						21	仮設工事一式	○					
			22	駐車設置取扱い説明	○						22	駐車設置取扱い説明	○					
			23	工事施工に必要な関係官公署の手続	○						23	工事施工に必要な関係官公署の手続	○					
	※ 仮設工事一式（工事用電気料金・水道料金・搬入路・片付け・清掃等）						※ 仮設工事一式（工事用電気料金・水道料金・搬入路・片付け・清掃等）											
	<b>第11章 ガス設備工事</b>						<b>第11章 ガス設備工事</b>											
	<b>第3節 都市ガス設備施工</b>						<b>第3節 都市ガス設備施工</b>											
	(変更なしー省略)						(変更なしー省略)											
	<b>第4節 液化石油ガス設備機材</b>						<b>第4節 液化石油ガス設備機材</b>											
	(変更なしー省略)						(変更なしー省略)											
	11.4.3 <u>充てん</u> 容器その他						11.4.3 <u>充填</u> 容器その他						財務局標準仕様書に 合わせて名称変更					